

維新政治塾・レジュメ

日本再生のためのグレートリセット

これまでの社会システムをリセット、そして再構築

給付型公約から改革型公約へ

～今の日本、皆さんにリンゴを与えることはできません。
リンゴのなる木の土を耕し直します。

大阪維新の会

平成24年3月10日(VER1.01)

維新が目指す国家像

- 「自立する個人」
- 「自立する地域」
- 「自立する国家」 の実現。

そのためには

- 「決定でき、責任を負う民主主義」
- 「決定でき、責任を負う統治機構」 の確立と「現役世代の活性化」が不可欠です。

旧来の日本型国家運営モデルの時代は終わりました。今の日本のレベルを維持するには、国全体でのオペレーションから地域と個人の創意工夫による活性化が必要です。国民総努力が必要です。

1. 統治機構の作り直し

【中央集権型国家から地方分権型国家へ】

- 国の政治力を強化するため国の役割を絞り込む
- 内政は地方・都市の自律的経営に任せる
- 被災地復興は、被災地によるマネジメントで(復興担当大臣などは被災地首長が)
- 国と地方の融合型行政から分離型行政へ

【統治機構】

- <レクチャー> 都市間競争に対応できる多様な大都市制度＝大阪都構想
- 道州制
- 憲法94条の改正＝地方の条例制定権の自立(上書き権)⇒「基本法」の範囲内で条例制定
- 首相公選制 <議論> 天皇制との整合性・首相公選制のデメリット論への反駁
- <議論> 首相公選制と議院の組み合わせ⇒一院制OR強力な優越性がある二院制
- 参議院改革(⇒最終的には廃止も視野)
- 参議院議員と地方の首長の兼職(⇒国と地方の協議の場の発展的昇華)
- 衆議院の優越の強化
- 納税者訴訟(＝住民訴訟制度を国にも適用) <議論> 濫訴の可能性

【税源の再配置】

- 国の仕事は国の財布で、地方の仕事は地方の財布で(権限と責任の所在を一致させる)
- <議論> 地方交付税の廃止(⇒国へ返上)と地方間財政調整制度(地方間で調整がつかない場合は国が裁定) * <議論> 国の関与
- <レクチャー> その代わり消費税は地方税とする
- <レクチャー> 自治体破綻制度の創設

2.財政・行政改革

【財政改革】<レクチャー>

- プライマリーバランス黒字化の目標設定
- 外郭団体、特別会計の徹底見直し
- 国民総背番号制の導入、歳入庁の創設(税と社会保険料の統合)

【行政改革】

- 国会・霞が関改革＝役人が普通のビジネス感覚で仕事ができる環境に
- 首相が100日は海外へ行ける国会運営
- 国会議員の定数削減と歳費その他経費の削減
- 政党交付金の削減
- 大阪府方式の究極の行財政改革を断行

3.公務員制度改革

- 公務員を身分から職業へ
- 価値観の転換(厳しくとも公の仕事を望むなら公務員へ)
- ＜レクチャー＞大阪府の公務員制度改革(頑張ったものは報われる、能力・実績主義、職位に見合った給与)を国に広げる
- ＜レクチャー＞官民給与比較手法の抜本的是正
- 公務員の総人件費削減
- ＜レクチャー＞大阪府職員基本条例をさらに発展、法制化
- ＜議論＞公務員労働組合の政治活動の規制
- 徹底した外郭団体改革

4.教育改革

- 格差を世代間で固定化させないために、最高の教育を限りなく無償で提供
- 文科省を頂点とするピラミッド型教育行政から地方分権型教育行政へ
- 教育行政機関主導から生徒・保護者主導へ
- 教育委員会制度の廃止論を含む抜本的改革
- ＜レクチャー＞首長に権限と責任を持たせ、第三者機関で監視する制度
- 教育行政制度について自治体の選択制
- 学校を、校長を長とする普通の組織にする
- ＜レクチャー＞大学も含めた教育バウチャー制度の導入
- 生徒・保護者による学校選択の保障
- ＜レクチャー＞大阪府教育基本条例をさらに発展
- ＜議論＞教職員組合の適正化

5. 社会保障制度

＜議論＞どのような人生モデルを想定するか？

究極の個人主義＝生まれて死ぬまでに稼いだお金は使い切る・親のお金はあてにしない
の是非 ⇒フローでは負担させず、ストックで負担させる理念の是非

＜レクチャー＞

- 受益と負担の明確化(世代間格差の是正＝世代内所得の再分配)
- 努力に応じた保障
- 現行の年金制度をリセット(清算・年金の一元化)し、積立方式への移行(最低ライン)
 ＜議論＞年金の清算は可能か
- 資産のある人はまずはその資産で老後の生活を賄ってもらう＝リバースモーゲージの制度化
- 保険料の掛け捨て方式(ストックでの所得再分配)
- 何歳まで努力をしてもらうのか、老後いくらを保障するのかを明確に事前告知⇒それに合わせた保険料を設定
- 保険料は強制徴収(歳入庁)
- 持続可能な医療保険制度の確立＝医療保険の一元化・混合診療解禁による市場原理メカニズムの導入
- 持続可能な生活保護制度の確立＝就労義務の徹底・医療費の一部自己負担
- 年金、失業対策、生活保護の一本化＝最低生活保障制度の創設
(⇒負の所得税・ベーシックインカム制度の理念)＊【別紙】

6. 経済政策・雇用政策・税制

【経済政策】

- 産業の淘汰を真正面から受け止める＝産業構造の転換
- 産業の過度の保護から競争力の強化＝徹底した就労支援⇒衰退産業から成長産業への人材移動
- 特定分野に税投入する計画政策から、経済活動の自由・消費者の選択を重んじる政策へ
- <レクチャー>「既得権と闘う」成長戦略～成長を阻害する要因を徹底して取り除く
徹底した規制緩和による新規参入・イノベーション ⇒具体例の研究
- <レクチャー>金融政策と実経済政策
- 国外マーケットの拡大⇒自由貿易圏の拡大⇒TPP／FTA
- <レクチャー>為替レートに左右されない経済構造・為替差損益を調整する政府の制度
- 貿易収支から所得収支・サービス収支の黒字化
- 高付加価値製造業の国内拠点化
- <議論>脱原発依存、新しいエネルギー供給革命～日本の競争力を弱めないか・原発に代わる代替案

【雇用政策】

- 国内サービス産業の拡大＝ボリュームゾーンの雇用創出⇒IR型リゾートなど
- 徹底した就労支援＝消費者のニーズのない雇用を税でむりやり創出しない
- 労働市場の流動化、自由化⇒衰退産業から成長産業へ・外国人人材の活用
- 教育機関による人材養成＝グローバル人材の養成
- 女性労働力の徹底活用

【税制】<レクチャー>

- 少子高齢化国家の税制⇒フロー課税からストック課税へ＝お金を民間で回す
- フローを制約しない税制＝官がお金を集めて使うよりも民間でお金を回す(使わせる)税制
- 資産課税⇒金融資産以外の資産についての税は資産を現金化した場合又は死亡時に精算(＝フローを制約しない)
- 使った分(設備投資、給料、消費)は消費税以外は非課税
- 寄付税制の充実⇒民による公共
- 国民総背番号制によるフロー・ストックの完全把握
- 国民総確定申告制
- 超簡素な税制＝フラットタックス・特措法の廃止

7.外交・防衛

- <議論> 憲法9条についての国民投票～政治家が自ら決めなくて良いのか？
- 国民投票の結果によって、国際貢献の在り方、国際貢献する際の防衛措置の在り方が決まる
- 日米同盟を基軸 <議論> + 韓国
- 加えてオーストラリアとの関係を強化し、日米豪で太平洋を守る
- <議論> 日米地位協定の改定
- <議論> 東アジアの安定化策～中国・ロシアとの関係
- <議論> ASEAN, インドとの関係
- 日本全体で沖縄負担の軽減を図る更なるロードマップの作成に着手
<議論> 2006年ロードマップ・普天間問題
- <議論> 外国人への国土売却規制・その他安全保障上の視点からの外国人規制

8.憲法改正

- 憲法改正要件(96条)を3分の2から2分の1に緩和する
- **〈議論〉なぜ実体的な憲法改正案(憲法価値)の全てを示さないのか？**
維新の会の政治哲学は決定できるシステム論⇒憲法96条の改正がない限り、どんな憲法改正案を論じても絵に描いた餅
⇒まずは決定できる仕組みを作ってから＝憲法96条を改正してから、その後実体的な憲法改正案の議論
⇒今は価値中立的な統治機構(システム)の憲法改正案だけを示す
- 首相公選制(再掲)
- 首相公選制と親和性のある議院制(再掲)
- 参議院の廃止をも視野に入れた抜本的改革(再掲)
- 衆議院の優越性の強化(再掲)
- 憲法94条の改正＝地方の条例制定権の自立(上書き権)⇒「基本法」の範囲内で条例制定(再掲)

5. 社会保障制度～最低生活保障制度の創設【別紙】

<最低生活保障制度の創設>

【基本的な考え方】

個人の自立・努力・自由・決定・責任を軸

個人の能力を徹底して発揮してもらうために競争は真正面から認める。

その代わり、競争の土俵である最低限の保障はしっかりと整える。ただし努力を阻害するような保障にはしない。

年金は一旦リセット(清算)。

<最低生活保障制度の創設>

年金、生活保護、失業保険(対策)などの社会保障を「最低生活保障」へ一本化。

最低生活保障6万円か7万円の現金給付と仮定。

老後を何歳からにするかが問題になるが、まずは65歳から？ゆくゆくは70歳から？

老後は稼ぎがなくなる可能性が高いので、老後の生活保障(これまでの年金にあたる)は、保険料方式(積み立て方式)で負担(自己責任)。徴収は強制徴収(歳入庁)。

ただし資産形成できた人は、まずはそれで老後の生活に充てる⇒リバースモーゲージ＝資産形成できた人は掛け捨て。

掛け捨てになる人がいることを前提に保険料算定。

掛け捨てでは保険料を支払わなくなると言う批判には、保険料は強制徴収なので問題なし。

現役世代の「最低生活保障」は、所得の再分配⇒応能税を税源⇒消費税は充てない。

就労に基づく収入、就労支援事業の支給金などは、最低生活保障に「加算」⇒努力を評価する仕組み。これまでは生活保護費から収入分が減額されるので就労の動機付けを阻害。また就労支援事業支給金が生活保護費よりも低いので生活保護に頼ってしまっていた。

就労に基づく収入については最低生活保障をもらっていない人との不公平感をなくすために最低生活保障分までは高率の税率。就労支援事業支給金は、最低生活保障への加算金であることを考慮しての金額(3万から4万円?)。

⇒負の所得税の理念